



チャレンジを大切にする学校

別所小だより

本校ホームページアドレス <https://hachioji-school.ed.jp/besse>
教育目標：『自分をのびします』『心をみがきます』『元気にすごします』

令和7年5月30日(金)

6月号

八王子市立別所小学校

校長 川村 守

「ふわふわことば」と「ちくちくことば」

生活指導主幹 西山由佳

次のような実験をご存じでしょうか。

2つの植物に対して片方には、「そのままでもいいよ」「あなたのおかげで助かったよ」「ありがとう」などの優しい言葉、いわゆる「ふわふわ言葉」を浴びせ、もう片方には「あなたのことは好きではない」「あなたは間違っている」「役立たず」などの意地悪な言葉、いわゆる「ちくちく言葉」を浴びせたというものです。

1か月後、「ふわふわ言葉」を浴びていた植物は、元気ハツラツとした姿を見せたのに対し、もう一方の「ちくちく言葉」を浴びていた植物は、葉が枯れてしまったということです。



植物が言葉を理解しているという科学的な証明はされていませんし、この結果を受け、少なくとも疑問を抱く方もいらっしゃると思います。しかし、自分がもしこの植物だったとしたら、「ふわふわ言葉」をたくさん浴びて、日々心も体も元気に過ごしたいと思いませんか。

言葉というのは、ものすごい力をもっています。人を傷つけることもできれば、人を元気にすることもできます。別所小学校の子どもたちには、「相手への思いやり、優しさを伝える一つの宝物」として言葉を大切にしてほしいです。ご家庭でも、ぜひ「ふわふわ言葉」について話題にいただき、別所小学校が「ふわふわ言葉」であふれ、子どもたちはもちろん、別所小学校にかかわる全員の「ウェルビーイング」を実現していきたいと思っています。



本校では、よりよい学校生活にしていくために、本校独自の行動目標『SBGs』を設定し、相手意識とチーム意識を大切にしています。また、「いじめはどの子どもに、起こりうる」という認識に立ち、「いじめ防止基本方針」と「いじめの防止等の基本的な方針と取組内容」のもと、教職員が一枚岩になっていじめ問題に取り組んでいます。年度初めの保護者会にてご

説明させていただきましたが、学校だより本号と学校HPに関係文書を再掲しておりますので、ぜひご確認いただければと思います。別所小学校の子ども一人一人が安心して登校し、笑顔でチャレンジできるよう教職員一同取り組んでまいりますので、保護者の皆様のご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

令和7年度 別所小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

すべての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりうる、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、いじめ問題に取り組んでいく。対応にあたっては、家庭との連携を密にしながら子どもに寄り添い、解決に向けて尽力していく。その際には、関係法令等に基づき、学校いじめ対策委員会を中心とした組織的な対応を心がけるとともに教育委員会や学校運営協議会などの連携強化を図る。また、いじめの未然防止と早期発見など予防的な取組を充実させることにも力を入れていく。

2 主な取組

(1) いのちの大切さを共に考える日の取組

①全校朝会の校長講話において生命尊重に関する指導及び取組についての講話を行うとともに、学校だよりにて保護者、地域にも発信する。

②各学級において心の発達及び不安・悩みへの対処を考え、命を大切にする態度を育む指導を行う。

(2) 道德教育を通した豊かな心の育成

①「特別の教科 道德」の時間を要として、教育活動全体を通じた道德教育を充実させ、自己を他者とのかかわりの中でとらえ、「親切・思いやり」の気持ちや「希望と勇気・努力と強い意志」、望ましい人間関係の育成を図る「友情・信頼」の心情、「生命の尊さ」「規則の尊重」「個性の伸長」等の指導を計画的に行う。

②道德授業地区公開講座を通して、地域と共に子どもたちの心の育成について考える機会を設ける。

(3) 特別活動を通したコミュニケーション能力の育成

①コミュニケーション能力、自己肯定感・自己有用感を高めるために、異年齢集団でのたてわり班活動や学級での体験を重視した活動、特別支援学級や特別支援教室との連携を推進する。

②各学級において「よいところ応援計画」や、学級活動等でいじめ問題への取組を継続的に行う。

(4) 家庭教育・地域との連携

①家庭や地域と連携し、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取組を推進する。

②八王子市の取り組みである「はちおうじっ子サミット」を通して、子どもたちが「いじめ未然防止」について自分事ととらえるようにする。また、いじめ対応等に関する教職員研修を年3回実施する。

(5) 未然防止や早期発見のための措置（見守りシート、Q-Uの活用：5・6年生で実施し、活用する）

①毎週実施しているいじめ対応の時間を活用して、学校いじめ対策委員会を中心に組織的に対応する。4月に前年度のいじめ対応案件について引継ぎをする。いじめ対応における年間計画を作成し、教員研修を実施したり「学校いじめ防止基本方針」を点検したり必要に応じて見直していく。

[構成]校長・副校長・生活指導主任・特別支援コーディネーター・養護教諭・担任・スクールカウンセラー・学年（主任）・SSWを基本として必要に応じて加員する。

②「ふれあい月間」では、いじめに関する児童の実態を把握するため、アンケート（年3回）を実施する。また、「SOSの出し方に関する授業」、見守りシート等を活用し、早期発見に努める。

③教員一人一人が「いじめ防止等の対策の取組状況について」の「教員シート」で取組状況を振り返り、全教職員で課題を共有・実施したり、学校評価を活用したりする。

④スクールカウンセラーによる相談活動を充実させ、子どもたちが相談しやすい環境を整えるとともに、スクールカウンセラーによる5年生全員面接を実施する。

(6) インターネット、スマートフォン等を通じて行われるいじめに対する対策の推進（外部機関と連携した授業の実施）

①「GIGA ワークブックとうきょう」を活用した子どもたちへの情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭への協力を依頼する。

(7) 学校からのアナウンス強化と外部機関との連携

①入学時・各学年の開始時に、子どもたち、保護者、地域、関係機関等へ「いじめ防止基本方針」の内容を説明する。

②「子ども見守りシート」の活用について、保護者会や学校だより、学校ホームページ等にて伝える。

③家庭・地域向けのリーフレットを配布し、学校の取組についての発信をする。

3 いじめが発生した場合の対応

(1) いじめの事実確認を担当のみならず、関わる教職員全体で徹底して行い、その記録を学校いじめ対策委員会に報告する。

(2) いじめを受けた子ども、又はその保護者に対する支援を行う。

(3) いじめを行った子どもに対する指導及びその保護者に対する助言を行う。

(4) いじめ対策委員会で今後の方針と対応を検討する。次年度の担任や中学校への引継ぎをし、継続的に見守る。

(5) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、学校サポートチームや教育委員会、警察と連携して対応する。

4 重大事態への対応

重大事態とは、「いじめにより子どもの生命、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。または、いじめにより子どもが相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」であると定義し、以下のように対応する。

- (1) 学校サポートチームや教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (3) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。
- (4) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

別所小学校生活指導の方針

学校は、子どもたちにとって集団生活の場であり、小さな社会です。子どもと子ども、子どもと教師、子どもと地域の方々など多くの人との関わりの中で、自分を成長させていく場です。

このように、学校という小さな社会で生活をするということは、子どもたちにとって多くのことを学ぶことになります。別所小学校の教育目標「自分をのびします」「心をみがきます」「元気にすごします」をもとに、さまざまな教育活動を行っています。

なかでも、次の3点を本校の重点生活指導方針として位置付けて取り組んでいきます。

- ◎自分と共に他人を尊重する態度を育てます(いじめ関連への丁寧な対応)。
- ◎社会人となる基礎(礼儀・規範意識・自立)を育てます(挨拶、廊下は歩く、靴揃えの取組)。
- ◎SBGsに取り組む中で、愛校心を高めます(目標の重点化と共有化)。

子どもたちは、大人の想像を超えて、大きな成長を見せるときがあります。できる力を振り絞って全力で頑張るときもあります。その時は、頑張りを大いに認め、心から褒め、次に向かう気持ちをもてるようにしていきます。一方、時には自分の感情がコントロールできずに素直になれないこともあります。そのような時は、決して感情的に叱らず、話をよく聞き、子どもたちの心に寄り添いながら指導をしていきます。

このような子どもたちの様子については、必要に応じて保護者の皆様へ状況を伝え、家庭と連携をして子どもたちの健全育成に取り組んでいきます。また、全教職員も子どもたちのお手本となるよう、自己の言動に気を配り、公正・公平な姿勢で子どもたちに接していきます。

職員の体罰や性暴力防止の徹底について

体罰や性暴力は、子どもたちの人権を侵害する行為であり、絶対にあってはならない行為です。本校では、以下の通り防止に努めるとともに、子どもたち1人1人の人権を大切にしたい教育を推進していきます。

○体罰防止月間(7月から9月)に体罰や性暴力防止研修の実施

○ポスター等による体罰根絶に向けた意識啓発

○教職員による、月1回の体罰防止セルフチェックシートの活用と面談の実施

○年1回以上の児童・教職員を対象としたアンケート調査の実施

- ・教職員は、子どもたちのお手本になるよう、教職員自身が自己の言動に気を配り、公正・公平な姿勢で子どもたちに接します。
- ・教職員は、子どもたちの頑張りを大いに認め、心から褒め、次に向かう気持ちをもてるようにします。
- ・教職員は、子どもたちの話をよく聞き、子どもたちの心に寄り添いながら指導をします。
- ・教職員は、子どもたちの様子について、保護者の皆様へ状況を伝え、家庭と連携をして子どもたちの健全育成に取り組めます。
- ・教職員は、体罰や性暴力防止に対する意識を高め、日常的に声を掛け合いながら、事案が発生しにくい職員風土を醸成していきます。

不登校をテーマとした保護者サロンと説明会の開催について

教育委員会では、不登校の子どもたちを支援するために、保護者対象の講演会を開催します。講演会の中で小グループに分かれ、参加者の皆さん同士で日頃感じている思いや悩みをわかち合う時間も予定しています。どうぞお気軽にご参加ください。

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 対象 | 市内在住で小・中学生の保護者 |
| 2 | 日時 | 6月28日(土) 午前10時から正午 |
| 3 | 会場 | 教育センター 大会議室 |
| 4 | 内容 | 「不登校の子どもたちの声～子どもたちとのかかわりから見えてきた「気持ち」と「これから」～
講師：特定非営利活動法人 青少年自立援助センター 山本 依里子 様 |
| 5 | 定員 | 60名(先着順) |
| 6 | 申込み | 6月2日(月)から電話で、高尾山学園内 教育指導課登校支援担当(電話：663-3216) |

今月の行事予定



SC：スクールカウンセラー来校
放：放課後子ども教室

日	曜	朝の学習	行事予定	SC 放課 後子ど
1	日			
2	月	全校朝会	安全指導 個人面談通知配布 個人面談(1)④	SC
3	火		社会科見学(6) 水泳(34)	
4	水	朝読書	水泳(12) ALT(5・6・お)	放
5	木	児童集会	避難訓練 長池公園(おおぞら)	
6	金	朝学習	町たんけん予備日(2) 交通安全教室(3) 補習③	
7	土		サタデースクール	
8	日			
9	月	全校朝会	個人面談希望回収〆切	SC
10	火		水泳(56) おおぞら校外学習	
11	水	朝読書	水泳(34) 長池公園(1)1.2h 小中一貫教育の日(別所中)	
12	木		こころの劇場(6)	
13	金	朝学習		
14	土			
15	日			
16	月	全校朝会		SC
17	火		水泳(お) 別所会集金 個人面談決定通知配布 委員会③	
18	水	朝読書	水道キャラバン(4)	放
19	木	たてわり 班②	読書旬間始(～7/3) 保護者相談日②	
20	金	朝学習	清掃工場(4) 租税教室(6)	
21	土			
22	日			
23	月	全校朝会	授業参観保護者会(3・4)	SC 放
24	火		水泳(34) 特別支援学級授業公開① クラブ③ 長池公園予備日(1)	SC
25	水	朝読書	水泳(12) ALT(3・5・6)	放
26	木	児童集会		
27	金	朝学習	授業参観保護者会(5・6・お) 日光移動教室説明会含む(6)	放
28	土			
29	日			
30	月	全校朝会	授業参観保護者会(1・2)	SC 放

水筒の取扱について

- ・水筒は毎日持ち帰り、よく洗って清潔に保つようお願いします。また、わかるところに記名をお願いします。
- ・登下校中など歩きながら飲むことは危険なので禁止です。
- ・肩掛けストラップ等が付いている水筒は、振り回さないようにお声かけください。